

三十三年、四十一年と二度大火で焼失するという厄にあっているが大正に入り信者少数のため元浦河教会に合併した。

明治三十一年五月、ジョン・パチェラーは高江村武田重四郎宅附近の民家を購入し日本聖公会新冠講義所を開き、有珠より鈴木雅彦を赴任させて伝道に当らせた。

明治二十四年ジョン・パチェラーがアイヌ研究の傍らキリスト教の布教につとめたが、このことは管内で最も古い。上ピラトリに聖公会を設け、また荷葉に講義所を置いて伝導師をして布教に当らせた。

その他の宗教として天理教がある。

教会名	創始年代	所在地	祭神
天理教河原町大教会	明治三十四年	浦河町字向別	天理王尊(国常立尊但九柱の神の総称)
浦河町分教会	明治三十九年	門別町字厚賀町	天理大神
天理教北厚分教会	明治二十三年	門別町字富川町	天理大神
日高宣教会			

一二 育英

1 小学校

この期における学校教育について特記すべきことは、明治十八年金子大書記官の三原巡視復命書に本道の教育法は開拓者育成にほどとおく官吏の養成所の感が深く、学校経費についても人民の負担は重く殖民地の実情に即していない点を指摘し、本道の普通教育法は速かに改善の要ありと強調した。

明治十九年北海道庁が設置されると、初代岩村長官の施政方針が打ち出され、文部省はまた翌二十年四月に小学校規則および小学校簡易科教則などを公布し、小学校教育を簡易にすることとした。

岩村長官これに同調し、「全道移民ラシテ衣食ニ貧シクシテ教育ノミ高ムルノ状態ヲ呈スルコトナカレ」との教育方針を示した。

しかし簡易科の制度は北海道が開拓途上にあるための教育政策で、教育施設や教科内容の低下は開拓や産業の発展のためにはある程度の低下もやむなしとするものであった。従って学校の維持は苦しいものであった。

明治二十年日高管内の小学校の経費については岩村長官が次の如き訓令を発した。内容は、次表の如きものであった。
訓令第十四号(教) (明治廿年四月北海道庁布令)

郡役所

戸長役場(小学校未設ノ役場ハ除ク)

管下町村立学校ニ要スル一ケ年ノ経費当分左ノ金額ヲ超エサル様節減ヲ加ヘ収支予算取調伺出ベシ
右訓令ス

明治廿年四月廿三日 北海道庁長官岩村通俊

学校	経費	学校	経費	学校	経費	学校	経費
佐留太	一四〇、〇〇	日新	一三六、五〇	浦河	二三七、〇〇	油駒	一四四、〇〇
平取	三七、〇〇	高静	三二一、六〇	幌泉	二四五、〇〇	小越	一六〇、〇〇
捫別	一五七、〇〇	門別	一四五、五〇	笛舞	一四四、〇〇	庶野	一六〇、四〇

なお、庁令十号をもって従来小学校は初等、中等、高等を通じて八年制であったがこれを廃し、全道を通じて高等、尋常併置校は三、尋常科は七、他はすべて簡易科とした。

明治二十三年教育勅語が発令となり、ここに教育の大本は明示され、以来太平洋戦争終結まで一貫した教育原理であった。二十四年には北海道教育会の設立を見た。

明治三十二年北海道旧土人保護法が公布され、強力に保護政策をとりアイヌの教育にも大きく関心を示したし、三十四年には旧土人児童教育規定を定めてアイヌの就学率を向上させる対策が講ぜられた。

三十六年には小学校国定教科書制度が公布された。本道は三十八年四月より使用した。

三十七年七月、日高教育会が組織化されて日高教育発展の使命を担った。浦河に日高図書館を設けたのもこの年である。社会教育施設として甚だ意味深いものであったが運営の貧しさから何時しか失われてしまった。

明治四十年、わが国の義務教育については明治五年の学制發布を起源とするが、この年小学令を改正して義務教育六カ年制度が確

以下管内のこの期（自昭和一九至明治四五）における学校の設立経過を各郡毎にたどつて見る。

郡名	校名	開設年月	備考
幌泉	猿留（目黒）小学校 幌泉小学校 歌別分校	明治二九、一一 明治三五、一二	通学距離の困難を考えて開校
様似	様似簡易小学校 冬島分校 鷺内分校 鷺苦分校 岡二分教場 岡二尋常小学校 岡二尋常小学校附属 新様似（新富）特別教授場 蟹内小学校附属 雄鳴奈特別教授場	明治二一、四 全二二、一二 全二二、一二 全二四、一〇 全二四、一〇 全四一、四 全四二、七 全四五、四	明治三二、修業年限四ヶ年 〇三、四、高等科併置 明治三三、尋常小学校として独立 明治三三、尋常小学校として独立 全右 明治三七、廃校様似尋常小学校に合併 明治三三、尋常小学校として独立 アイヌ子弟のみ収容
浦河	浦河小学校 浦河少学校 西舎分校 浦河小学校 荻伏分校 後精分校 荻伏小学校 野深分校 絵笛簡易教育所 井寒台簡易教育所 向別小学校	明治三三、七 全二二、七 全二四、三 全二五、九 全三一、一二 全三五、五 全三五、七 明治三六、一	明治三〇、九杵臼小学校と改称 全二五、二、浦河小学校西舎分校と改称 全三〇、九、西舎小学校と改称 赤心学校廃止、明治二六独立して荻伏小学校と改称 明治三六、四、廃止 明治三四、独立野深小学校と改称 明治四〇、四小学校と改称 全右 北海道旧土人保護法九条により設置

	新冠	静内	三石	
姉茶小学校 幌別小学校 姨布村簡易小学校 （三石小学校） 本桐小学校 延出小学校 歌笛小学校 鳧舞小学校 （アアイヌ学校） 川上小学校 高静小学校 市父分小学校 下々方小学校 高静小学校 ルベシベ（現豊畑）分校 高静小学校 捫別分 高静小学校 春立小学校 川合（婦蟹）簡易教育所	日新小学校 元神部（東川）小学校 日新小学校 比字特別教授場 姉去小学校 全三八、六	明治一八、一〇 全四三、四 全四四、一一 全三六、五 全三五、四 明治二〇年修業三ヶ年の簡易科に変更二十四年尋常小学校となる。 三四、修業年限四年、補習科二年の認可 旧土人保護法によって設立 かやぶきの校舎で授業 土人保護法により開校	全三七、四 全三六、四 明治二一、五 全二七、六 全二八、七 全三二、四 全三六、四 全三九、四 全三六、三 明治二五、九 全二六、九 全二九、一一 全一六、六 全一五、五 全一六、五 明治三〇、一〇昇格、捫別尋常小学校として独立 明治三一、二高等科三ヶ年併置、新冠より乗馬で通学する者あり、 明治四四婦蟹尋常小学校と改称	後頼分校廃止、西舎小学校への通学区域を変更して幌別に設置 鳥舞、本桐、歌笛三村連合小学校として設置 明治三九、歌笛尋常高等小学校と改称 明治三六、六鳧舞尋常小学校となる 延出に旧土人保護法により設置 明治四二、一二、川上尋常小学校と改称 明治三四、小学校に昇格独立、市父尋常小学校となる。 明治四一、一高静小学校に合併 明治三四、小学校に昇格独立 明治三〇、一〇昇格、捫別尋常小学校として独立 明治三五、二高等科三ヶ年併置、新冠より乗馬で通学する者あり、 明治四四婦蟹尋常小学校と改称

沙 流											
二風谷小学校	紫雲古津小学校	振内小学校	長知内小学校	上貫氣別小学校	岩知志小学校	貫氣別小学校	荷負小学校	右左府簡易教育所	千呂露簡易教育所	厚賀小学校	豊郷小学校
全二五、一一	全三三、八	全三四、四	全三五、一	全三五、四	全四三、四	全四三、六	全四二、四	明治四二、一二	全	全三〇、七	全三三、六
大正四、右左府尋常小学校と改称									庫富小学校	全三三、七	

2 青年の組織化

今日青年会の組織を見ると部落では一応のまとまりを見られるが、市街地では各町村とも弱体化しているようである。

我が国で部落青年会が組織を見るにいたったのは、明治二十一年四月の市町村と、明治二十三年五月の郡制の公布によって地方の制度が確立され、それに伴って町村内の部落秩序が再編された時からで、明治二十年から三十年にかけてである。その当時の部落青年会は部落秩序の規定をつよくうけていたから、行政補助的な性格をもっていたし、その立場は公布なものである。

日露戦争後は官僚支配の手が青年団体におよぶようになり、明治四十年代の前半には部落青年会は殆んど行政町村の青年会に組み入れられ、次に郡県の連合組織の中に組み込まれていった。

部落青年会が組織される頃と期を同じくして、明治二十六年には実業補習学校の規定が公布された。昭和四十二年五月一日現在で

管内青年団体七七、団体一、五二人である。

3 婦人団体の活動

明治二十一年市町村自治制公布以来婦人は一切の参政権を認められず、明治二十九年の民法規定においても、夫に隷属する無能力者として取扱はれ、その人間関係が権威と服従とを基とする封建的色彩の極めて濃厚なものであり、専ら家において良妻賢母たるべきことを美風とされていた。

従ってその社会的活動は夫や子女を通じて行なわれるべきものとされていたから、明治以来官僚指導の社会教育体制に家庭婦人を直接的に組織化して取りこもうとする積極的な動きは全然見られなかった。

こうした点から封建的な家の制度に苦しみ婦人の封建性からの解放が叫ばれ、男女平等を目標として婦人運動が続けられていった。これは資本主義の発展に伴い婦人の社会的進出となり、労働婦人の数も増して婦人解放運動となつて行つた。その先鞭をつけたのが、自由民権運動における景山英子、岸田俊子等であつて、激しい弾圧の中にあつても屈することなく男女同権論を唱え、女性の自覚と社会的地位の向上に努めた。そして明治十九年日本最初の婦人団体「東京婦人矯風会」の設立も見られるようになったが、解放運動における教育活動の動きとして見逃すことができない。

さて婦人の集団には婦人会および主婦の会などと呼ばれるものが修養を主眼として、明治三十年頃から各地にその結成が見られた。これは明治四十年代から大正を通じて次第に拡大され、大正末期から昭和の初めにかけて一般化されていった。

さらに小学校区毎に母の会、母姉会などが誕生したが、これも四十年代から大正時代に著しくその数を増している。これらの集団は、明治以来各部落にあった講と称する宗教的、経済的な共同団体組織を土台として発足したものである。

軍人援護の婦人団体としては三十四年奥村五百子が軍部の協力をえて愛国婦人会が結成されたが、これは皇族を総裁、名譽会員とし、会長に華族夫人を推し、正に文武高官の夫人連を中心とする上流婦人団体であつて、第一次大戦後農村に託児所等の社会事業を起した。

管内の婦人団体は一三三団体・六、〇五九人